

枚方市議会定例会議案書

(令和8年6月定例会議会)



## 目 次

報告第2号	枚方市土地開発公社の経営状況（令和8年度事業計画）について	…	1
報告第3号	公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況（令和8年度事業計画）について	…	16
報告第4号	令和7年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費の繰越計算書について	…	23
報告第5号	令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計繰越明許費の繰越計算書について	…	27
報告第6号	令和7年度大阪府枚方市水道事業会計予算の繰越計算書について	…	31
報告第7号	令和7年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の繰越計算書について	…	35
報告第8号	令和7年度大阪府枚方市病院事業会計予算の繰越計算書について	…	39
報告第9号	令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計予算の繰越計算書について	…	43
報告第10号	令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の繰越計算書について	…	47
議案第8号	令和8年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第3号）	…	54
議案第9号	令和8年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第2号）	…	63
議案第10号	枚方市立子ども・子育て交流ひろば条例の制定について	…	70
議案第11号	東部大阪都市計画招提東町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	…	72
議案第12号	枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	…	76
議案第13号	枚方市税条例の一部改正について	…	79
議案第14号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	…	94
議案第15号	枚方市行政手続条例の一部改正について	…	97
議案第16号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について	…	102
議案第17号	枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	…	106
議案第18号	枚方市立小学校及び中学校設置条例及び枚方市立留守家庭児童会室条例の一部改正について	…	151
議案第19号	（仮称）子ども未来館整備工事請負契約締結について	…	154
議案第20号	財産（Microsoft教育機関向けライセンスプログラム）の取得について	…	158
議案第21号	大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	…	160
議案第22号	公平委員会委員の選任の同意について	…	163
議案第23号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	…	164
議案第24号	農業委員会委員の任命の同意について	…	165
議案第25号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	…	168



報告第2号

枚方市土地開発公社の経営状況（令和8年度事業計画）について

次のとおり令和8年度枚方市土地開発公社の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により議会に提出する。

令和8年（2026年）6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

## 令和8年度枚方市土地開発公社事業計画

令和8年度枚方市土地開発公社事業計画を次のとおり定める。

### 記

#### 1. 公有用地取得計画

事業件数	5 件
取得面積	10,100.09 m <sup>2</sup>
事業費	1,675,396 千円

#### 2. 公有用地処分計画

事業件数	2 件
処分面積	799.27 m <sup>2</sup>
処分金額	559,915 千円

(参考資料)

1. 公有用地取得計画内訳

事業用地名	位置 (地区)	取得面積(m <sup>2</sup> )
(1) 道路施設用地		
1.枚方藤阪線用地	岡東町	18.38
2.牧野長尾線用地	長尾台1丁目、長尾宮前2丁目	688.22
3.外周道路(2工区)用地	新町1丁目	492.30
4.御殿山小倉線	上野1丁目、上野2丁目	3,411.16
	計	4,610.06
(2) 公園施設用地		
	計	—
(3) 下水道施設用地		
	計	—
(4) その他施設用地		
1.東部清掃工場用地	大字尊延寺	5,490.03
	計	5,490.03
	合 計	10,100.09

2. 公有用地処分計画内訳

事業用地名	位置 (地区)	処分面積(m <sup>2</sup> )
(1) 道路施設用地		
1.牧野長尾線用地	長尾台1丁目	49.95
	計	49.95
(2) 公園施設用地		
1.中振中央公園用地	南中振1丁目	749.32
	計	749.32
(3) 下水道施設用地		
	計	—
(4) その他施設用地		
	計	—
	合 計	799.27

令和8年度枚方市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和8年度枚方市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 (単位:千円)

第1款	事業収益	559,915
	第1項 公有地取得事業収益	559,915
第2款	事業外収益	14
	第1項 受取利息	1
	第2項 雑収益	13
収入合計		559,929

支出 (単位:千円)

第1款	事業原価	556,693
	第1項 公有地取得事業原価	556,693
第2款	販売費及び一般管理費	3,028
	第1項 販売費及び一般管理費	3,028
第3款	事業外費用	82
	第1項 支払利息	82
第4款	予備費	500
	第1項 予備費	500
支出合計		560,303

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額556,693千円は、当年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入 (単位:千円)

第1款	資本的収入	4,716,963
	第1項 借入金	4,716,963
収入合計		4,716,963

支出 (単位:千円)

第1款	資本的支出	5,273,656
	第1項 公有地取得事業費	1,675,396
	第2項 支払利息	46,260
	第3項 固定資産取得費	-
	第4項 借入金償還金	3,550,000
	第5項 予備費	2,000
支出合計		5,273,656

(予算の繰越)

第4条 資本的収入のうち次に掲げる支出に充てるための借入金の借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

(1) 公有地取得事業費の繰越に係る支出

(2) 翌年度に支出を要する未払金に係る支出

2 資本的支出のうち公有地取得事業費については、翌年度に繰り越して使用することができる。

(借入限度額)

第5条 借入金の借入限度額は、4,746,963千円と定める。

令和8年度枚方市土地開発公社予算説明書

(収益の収入及び支出)

収入

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 事業収益		559,915	295,300	264,615
1. 公有地取得事業収益		559,915	295,300	264,615
	1. 公有用地売却収益	559,915	295,300	264,615
(2) 事業外収益		14	14	0
1. 受取利息		1	1	0
	1. 受取利息	1	1	0
2. 雑収益		13	13	0
	1. 雑収益	13	13	0
収入合計		559,929	295,314	264,615

支出

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 事業原価		556,693	292,453	264,240
1. 公有地取得事業原価		556,693	292,453	264,240
	1. 公有用地売却原価	556,693	292,453	264,240
(2) 販売費及び一般管理費		3,028	8,457	▲ 5,429
1. 販売費及び一般管理費		3,028	8,457	▲ 5,429
	1. 人件費	2,054	1,870	184

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
公有用地売却収益	559,915	牧野長尾線用地 外1事業用地 (内訳) 元金 利息 土地取得手数料	559,915 322,157 234,536 3,222
預金利息	1	預金利息	1
雑収益	13	雑収益	13

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
公有用地売却原価	556,693	牧野長尾線用地 外1事業用地 (内訳) 元金 利息	556,693 322,157 234,536
報酬	1,944	顧問報酬 短時間勤務職員報酬	372 1,572
給料	0	職員給料	0
手当	81	扶養手当 地域手当 通勤手当 管理職手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 住居手当	0 0 0 0 81 0 0 0
法定福利費	29	健康保険負担金 共済組合負担金 厚生年金保険負担金 雇用保険負担金 労災保険負担金	0 0 0 24 5

款項	目	本年度	前年度	比較
	2. 経費	974	6,587	▲ 5,613
(3) 事業外費用		82	82	0
1. 支払利息		82	82	0
	1. 支払利息	82	82	0
(4) 予備費		500	500	0
1. 予備費		500	500	0
	1. 予備費	500	500	0
	支出合計	560,303	301,492	258,811

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
旅費	47	費用弁償	38
		普通旅費	4
		市内実費旅費	5
交際費	10	交際費	10
需用費	220	消耗品費	120
		消耗備品費	50
		修繕費	50
役務費	111	通信運搬費	96
		損害保険料	5
		手数料	10
委託料	200	各種委託料	200
使用料・賃借料	296	各種賃借料	296
負担金補助及び交付金	70	会費等負担金	70
公租公課	20	公租公課	20
減価償却費	0	無形固定資産減価償却費	0
支払利息	82	短期借入金にかかる支払利息	82
予備費	500	予備費	500

## (資本的收入及び支出)

## 収入

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 資本の収入		4,716,963	4,306,203	410,760
1. 借入金		4,716,963	4,306,203	410,760
	1. 借入金	4,716,963	4,306,203	410,760
	収入合計	4,716,963	4,306,203	410,760

## 支出

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 資本の支出		5,273,656	4,598,656	675,000
1. 公有地取得事業費		1,675,396	768,381	907,015
	1. 公有用地取得費	1,675,396	768,381	907,015
2. 支払利息		46,260	78,275	▲ 32,015
	1. 支払利息	46,260	78,275	▲ 32,015
3. 固定資産取得費		0	0	0
	1. 固定資産取得費	0	0	0
4. 借入金償還金		3,550,000	3,750,000	▲ 200,000
	1. 借入金償還金	3,550,000	3,750,000	▲ 200,000
5. 予備費		2,000	2,000	0
	1. 予備費	2,000	2,000	0
	支出合計	5,273,656	4,598,656	675,000

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
借入金	4,716,963	借入金	4,716,963

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
用地費	887,271	牧野長尾線用地 外4事業用地費	887,271
補償費	734,145	牧野長尾線用地 外4事業補償費	734,145
直接経費	53,980	牧野長尾線用地 外3事業直接経費	53,980
支払利息	46,260	借入金にかかる支払利息	46,260
固定資産取得費	0	固定資産取得費	0
借入金償還金	3,550,000	借入金償還金	3,550,000
予備費	2,000	予備費	2,000

令和8年度枚方市土地開発公社予定貸借対照表（当年度分）

（令和9年3月31日現在）

単位：千円

資 産 の 部		
1	流動資産	
	(1) 現金及び預金	66,207
	(2) 公有用地	<u>4,361,963</u>
	流動資産合計	4,428,170
2	固定資産	
	(1) 有形固定資産	100
	(2) 無形固定資産	0
	(3) 投資その他の資産	<u>5,000</u>
	固定資産合計	<u>5,100</u>
	資産合計	<u>4,433,270</u>
負 債 の 部		
1	流動負債	
	(1) 未払費用	134
	(2) 預り金	6
	(3) 前受収益	3
	(4) 短期借入金	<u>3,546,850</u>
	流動負債合計	3,546,993
2	固定負債	
	(1) 長期借入金	<u>690,282</u>
	固定負債合計	<u>690,282</u>
	負債合計	<u>4,237,275</u>
資 本 の 部		
1	資本金	
	(1) 基本財産	<u>5,000</u>
	資本金合計	5,000
2	準備金	
	(1) 前期繰越準備金	191,406
	(2) 当期純損失	<u>411</u>
	準備金合計	<u>190,995</u>
	資本合計	<u>195,995</u>
	負債資本合計	<u>4,433,270</u>

令和7年度枚方市土地開発公社予定損益計算書(前年度分)

(令和7年4月1日から令和8月31日まで)

単位:千円

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益		341,537
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価		<u>338,249</u>
	事業総利益		3,288
3	販売費及び一般管理費		<u>3,273</u>
	事業利益		15
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	1	
	(2) 雑収益	<u>4</u>	5
	経常利益		<u>20</u>
	当期純利益		<u>20</u>

令和7年度枚方市土地開発公社予定貸借対照表（前年度分）

（令和8年3月31日現在）

単位:千円

資 産 の 部		
1	流動資産	
	(1) 現金及び預金	66,715
	(2) 公有用地	<u>3,195,000</u>
	流動資産合計	3,261,715
2	固定資産	
	(1) 有形固定資産	
	ア 工具、器具及び備品	360
	減価償却累計額	<u>359</u>
	有形固定資産計	1
	(2) 無形固定資産	
	ア その他の無形固定資産	<u>0</u>
	無形固定資産計	0
	(3) 投資その他の資産	
	ア 長期性預金	<u>5,000</u>
	投資その他の資産計	<u>5,000</u>
	固定資産合計	<u>5,000</u>
	資産合計	<u>3,266,715</u>
負 債 の 部		
1	流動負債	
	(1) 未払金	0
	(2) 未払費用	134
	(3) 預り金	3
	(4) 前受収益	3
	(5) 短期借入金	<u>2,570,000</u>
	流動負債合計	2,570,140
2	固定負債	
	(1) 長期借入金	<u>500,169</u>
	固定負債合計	<u>500,169</u>
	負債合計	<u>3,070,309</u>
資 本 の 部		
1	資本金	
	(1) 基本財産	<u>5,000</u>
	資本金合計	5,000
2	準備金	
	(1) 前期繰越準備金	191,386
	(2) 当期純利益	<u>20</u>
	準備金合計	<u>191,406</u>
	資本合計	<u>196,406</u>
	負債資本合計	<u>3,266,715</u>

令和8年度枚方市土地開発公社資金計画

令和8年度枚方市土地開発公社資金計画を次のとおり定める。

記

令和8年度枚方市土地開発公社資金計画

(単位:千円)

区分	当年度予定額	備考
受入資金		
公有地取得事業収益	559,915	
受取利息	1	
雑収益	13	前年度前受収益を除く
借入金	4,746,963	借入限度額
預り金	3	
前年度繰越金	66,715	
計	5,373,610	
支払資金		
公有地取得事業費	1,675,396	
支払利息	46,342	
固定資産取得費	-	
借入金償還金	3,580,000	
販売費及び一般管理費	3,028	次年度支払分及び現金を伴わない支出を除く
前年度未払金等	134	前年度未払費用
前年度預り金	3	
予備費充当による支出	2,500	
計	5,307,403	
差引	66,207	

公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況（令和8年度事業計画）について

次のとおり令和8年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により議会に提出する。

令和8年（2026年）6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

令和8年度の公益財団法人枚方市スポーツ協会の事業計画は、次に定めるところによる。

## 公益目的事業

### 《市民スポーツ普及啓発事業》

スポーツ大会、スポーツ啓発事業、スポーツ施設の活用等を効果的に行うことで、市民の体力向上とアマチュアスポーツの振興に貢献し、多数の市民の健康増進に寄与する事業。

#### 1. スポーツ大会事業

##### (1) 総合体育大会等開催事業

春季・秋季総合体育大会の開催、北河内・大阪府総合体育大会への選手派遣等

##### (2) 競技大会開催事業

①第50回記念「新春走ろうかい」-ひらかたハーフマラソン-

②ひらかた市民オリンピック

##### (3) 友好都市との交流事業

四万十市・枚方市交歓親善試合 9月予定

#### 2. スポーツ啓発事業

##### (1) スポーツ教室事業（オンライン・ハイブリッド対応含む）

①スポーツ施設等での事業（幼児・子ども・女性・高齢者を対象としたスポーツ事業等）

②楽10体操の普及活動等健康スポーツ事業

③健康医療都市ひらかたコンソーシアムとの連携事業

④障害者スポーツ体験教室

⑤ひらかた元気くらわんか体操普及啓発事業・活動支援事業・継続支援事業

⑥健活フェスタ（高齢者を対象に行う介護予防のための健康イベント）

⑦e-スポーツ事業

⑧にぎわい創出事業 親子わくわくパークフェスタ・ひらかた街ぶらロゲイニング

##### (2) スポーツサポーターズバンク事業（オンライン・ハイブリッド対応含む）

①スポーツリーダー養成講座

②健康運動指導士の更新単位認定講習会事業の開催・フォローアップ研修

③スポーツ指導者の派遣

④学校運動部活動との連携（学校運動部活動の地域連携への取組）

##### (3) 他団体との連携事業（障がい者スポーツの推進・支援等含む）

トリプルバドミントン大会への協力・ふれあいマラソン大会・障害者スポーツ団体との連携事業他

##### (4) スポーツ情報提供事業

スポーツ情報ポータルサイトの運営、SNS・ユーチューブチャンネル等ICTを活用した新コンテンツの運用、ホームページの充実等

##### (5) スポーツ振興特別事業（枚方市スポーツ協会加盟団体への支援等）

#### 3. スポーツ施設活用事業

(1) 枚方市内民間企業スポーツ施設開放事業（市内3企業所有スポーツ施設・市内府立高等学校等開放及び新規開拓）

#### 4. その他の協力事業

- (1) スポーツ応援事務（全国大会出場チーム等の応援）
- (2) 市民スポーツの普及啓発サポート（スポーツ情報収集及び情報提供等）
- (3) トップアスリートとの市民交流（大阪ブルテオン・FCティアモ枚方・花園近鉄ライナーズのホームゲーム等の市民応援事業）
- (4) 地域・競技スポーツコンサルティング事業（市内企業等への健康経営®の相談や支援・市民団体の支援や育成、助言等）

#### 《総合型地域スポーツクラブの育成事業》

枚方市内の総合型地域スポーツクラブを運営・支援し、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整備することで市民スポーツの振興に貢献する事業

##### 1. 「ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブ」の運営拡充

- (1) 主催事業の充実、指導者の指導力向上、地域に根ざした活動展開等
- (2) 学校運動部活動との連携（学校運動部活動の地域連携への取組）

#### 収益事業

##### 《利用者の利便性向上事業》

総合型地域スポーツクラブを運営する中で、オリジナルグッズを販売し市民が快適にスポーツを楽しめるよう様々なサービスを提供する事業

##### 1. オリジナルグッズの作成・販売事業

「ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブ」オリジナルグッズの販売

2. 加盟団体との協働事業（大会、講習会等での物品販売、スポンサーシップの獲得等）
3. 収益事業としてのスポーツ大会及びスポーツイベントの誘致や開催事業
4. ホームページ等の広告収入

#### その他の事業

##### 《民間団体等との連携・協力事業》

民間団体等と連携・協力し、公共施設を活用した、スポーツ大会やスポーツイベント、教室等を効率的に実施する事業

1. 枚方市都市公園有料施設等にて各種スポーツ事業を実施

## 令和8年度 公益財団法人枚方市スポーツ協会収支予算

令和8年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の収支予算は、次に定めるところによる。

(収支予算)

第1条 収支予算の総額は、収入は176,370,600円、支出は176,288,100円と定める。

2 収支予算の区分及び当該区分ごとの金額は、「収支予算書」による。

収支予算書(増減計算方式)  
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	8年度予算額 (A)	7年度予算額 (B)	増減 (A)-(B)
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1. 経常増減の部</b>			
<b>(1) 経常収益</b>			
公益目的事業 市民スポーツ普及啓発事業	145,759,600	146,309,895	▲ 550,295
スポーツ大会事業収益	15,300,000	15,300,000	0
新春走ろうかい参加料等収益	11,000,000	11,000,000	0
市民オリンピック参加料等収益	300,000	300,000	0
加盟団体事業参加料収益	1,000,000	1,000,000	0
総合体育大会参加料収益	3,000,000	3,000,000	0
受取委託金	40,834,600	46,132,895	▲ 5,298,295
受取総合体育大会等事業運営費	39,008,000	39,688,000	▲ 680,000
受取枚方市小学生スポーツcarnival運営費	0	4,390,455	▲ 4,390,455
受取枚方ラグビーカーニバル運営費	1,826,600	2,054,440	▲ 227,840
スポーツ啓発事業収益	28,880,000	26,680,000	2,200,000
スポーツ教室等参加料収益	23,500,000	23,500,000	0
スポーツサポーターズバンク事業参加料収益	380,000	380,000	0
健康スポーツ事業収益	5,000,000	2,800,000	2,200,000
受取補助金	38,935,000	38,560,000	375,000
受取新春走ろうかい事業補助金	9,155,000	9,065,000	90,000
受取市民オリンピック事業補助金	2,557,000	2,525,000	32,000
受取健康スポーツ普及事業補助金	13,404,000	13,278,000	126,000
受取スポーツサポーターズバンク事業補助金	6,087,000	6,034,000	53,000
受取市民スポーツ応援サポート事業補助金	4,689,000	4,644,000	45,000
受取地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金	3,043,000	3,014,000	29,000
受取委託金	8,241,000	10,219,000	▲ 1,978,000
受取高齢者スポーツ事業運営費	2,638,000	2,638,000	0
受取こども夢基金事業運営費	5,155,000	7,203,000	▲ 2,048,000
受取障がい者スポーツ事業運営費	448,000	378,000	70,000
受取委託金	4,956,000	4,961,000	▲ 5,000
受取民間スポーツ施設開放事業	4,956,000	4,961,000	▲ 5,000
基本財産運用益	13,000	13,000	0
諸収益	1,830,000	30,000	1,800,000
預金利息	30,000	30,000	0
友好都市交流事業収益	1,800,000	0	1,800,000
受取負担金	270,000	270,000	0
受取体育協会加盟負担金	270,000	270,000	0
受取寄付金	500,000	500,000	0
受取寄付金	500,000	500,000	0
受取助成金	6,000,000	3,644,000	2,356,000
受取助成金	6,000,000	3,644,000	2,356,000
公益目的事業 総合型地域スポーツクラブ育成事業	27,541,000	26,951,000	590,000
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	25,891,000	25,801,000	90,000
受取寄付金	150,000	150,000	0
受取助成金	1,500,000	1,000,000	500,000

(単位：円)

科 目	8年度予算額 (A)	7年度予算額 (B)	増減 (A)-(B)
収益事業 利用者の利便性向上事業	1,400,000	1,400,000	0
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	1,100,000	1,100,000	0
協会事業収益	300,000	300,000	0
その他の事業 民間団体等との連携協力事業	1,600,000	1,600,000	0
その他事業収益	1,600,000	1,600,000	0
法人会計	70,000	70,000	0
諸収益	70,000	70,000	0
<b>経常収益計</b>	<b>176,370,600</b>	<b>176,330,895</b>	<b>39,705</b>
<b>(2) 経常費用</b>			
公益目的事業 市民スポーツ普及啓発事業	139,093,100	139,746,577	▲ 653,477
総合体育大会等運営費	37,525,100	42,370,577	▲ 4,845,477
総合体育大会等職員費	26,358,000	27,061,000	▲ 703,000
春秋総合体育大会事業費	3,910,000	4,077,000	▲ 167,000
北河内総合体育大会事業	845,000	841,000	4,000
大阪府総合体育大会事業	921,000	917,000	4,000
三島・北河内柔道大会事業	49,000	49,000	0
北河内駅伝競走大会事業	121,000	121,000	0
大阪府駅伝競走大会事業	204,000	204,000	0
市長杯争奪軟式野球大会	210,000	210,000	0
枚方市駅伝競走大会	210,000	210,000	0
租税公課	2,932,000	2,740,000	192,000
枚方市小学生スポーツcarnival事業	0	3,967,337	▲ 3,967,337
枚方ラグビーカーニバル大会	1,765,100	1,973,240	▲ 208,140
スポーツ大会等事業費	29,209,000	29,534,000	▲ 325,000
新春走ろうかい事業費	23,352,000	23,709,000	▲ 357,000
市民オリンピック事業費	2,857,000	2,825,000	32,000
総合体育大会種目別事業費	3,000,000	3,000,000	0
スポーツ啓発事業費	64,423,000	59,971,000	4,452,000
協会事務費	13,155,000	10,855,000	2,300,000
市民スポーツ応援サポート事業費	4,959,000	4,914,000	45,000
地域・競技スポーツコンサルティング事業費	3,176,000	3,147,000	29,000
スポーツ教室等事業費	7,900,000	8,900,000	▲ 1,000,000
広報活動事業費	386,000	386,000	0
サポーターズバンク事業費	6,467,000	6,414,000	53,000
活動補助事業費	3,240,000	540,000	2,700,000
委託事業費	5,111,000	7,112,000	▲ 2,001,000
スポーツ振興特別事業費	1,625,000	1,625,000	0
健康スポーツ事業費	18,404,000	16,078,000	2,326,000
高齢者スポーツ事業運営費	2,638,000	2,638,000	0
障がい者スポーツ事業運営費	448,000	378,000	70,000
民間スポーツ施設開放事業費	4,717,000	4,722,000	▲ 5,000
一般管理費	133,000	133,000	0

(単位：円)

科 目	8年度予算額 (A)	7年度予算額 (B)	増減 (A)-(B)
公益目的事業 総合型地域スポーツクラブ育成事業	27,201,000	26,611,000	590,000
総合型地域スポーツクラブ育成事業	27,201,000	26,611,000	590,000
収益事業 利用者の利便性向上事業	1,306,000	1,306,000	0
収益事業費	1,306,000	1,306,000	0
収益事業費	1,090,000	1,090,000	0
協会事務費	216,000	216,000	0
その他の事業 スポーツ施設管理運営事業	990,000	990,000	0
その他施設事業費	990,000	990,000	0
法人会計	7,698,000	7,673,000	25,000
一般管理費	7,698,000	7,673,000	25,000
<b>経常費用計</b>	<b>176,288,100</b>	<b>176,326,577</b>	<b>▲ 38,477</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>82,500</b>	<b>4,318</b>	<b>78,182</b>
<b>2. 経常外増減の部</b>			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	82,500	4,318	78,182
一般正味財産期首残高	46,133,925	46,129,607	4,318
一般正味財産期末残高	46,216,425	46,133,925	82,500
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	2,000,000	2,000,000	0
指定正味財産期末残高	2,000,000	2,000,000	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>48,216,425</b>	<b>48,133,925</b>	<b>82,500</b>

報告第4号

令和7年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費の繰越計算書について

次のとおり令和7年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年（2026年）6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

令和7年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	
2. 総務費	(1) 総務管理費	財産管理経費	15,970,000	15,970,000	
		かわまちづくり計画推進事業	11,580,000	11,580,000	
	(3) 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム経費	7,150,000	7,139,000	
		コンビニ交付運営経費	12,392,000	12,391,500	
3. 民生費	(1) 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金事業	1,945,639,000	1,945,124,592	
	(2) 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	714,923,000	-	
4. 衛生費	(1) 保健衛生費	水道事業会計への出資金	479,446,000	479,446,000	
	(2) 清掃費	希釈放流センター老朽化対策事業	88,000,000	88,000,000	
5. 農林水産業費	(1) 農業費	老朽ため池改修経費	12,584,000	12,584,000	
		地域経済循環創造事業	8,960,000	8,960,000	
7. 土木費	(2) 道路橋梁費	主要道路リフレッシュ整備事業	750,700,000	750,700,000	
		橋梁修繕・補強事業	11,000,000	11,000,000	
		道路施設調査点検事業	46,000,000	46,000,000	
		交通安全対策経費	8,000,000	8,000,000	
	(4) 都市計画費	空き家・空き地対策推進事業	36,000,000	24,000,000	
		長尾駅周辺地区まちづくり推進事業	66,500,000	66,500,000	
		都市計画マスタープラン及び立地適正化計画推進事業費	9,797,000	9,797,000	
		公園施設長寿命化に基づく改築等事業	49,600,000	49,600,000	
		連続立体交差事業関連まちづくり事業	250,569,000	130,568,000	
		下水道事業会計への負担金	452,700,000	388,200,000	
		村野駅西地区土地区画整理事業	351,000,000	351,000,000	
		枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業	33,615,000	33,614,900	
	御殿山小倉線整備事業	60,000,000	60,000,000		
	8. 消防費	(1) 消防費	防災行政無線経費	4,643,000	4,643,000
9. 教育費	(2) 小学校費	施設改善維持補修経費	1,219,650,000	1,213,399,772	
		学校エレベーター整備事業	118,804,000	116,180,000	
		学校空調設備整備事業	1,310,266,000	1,310,266,000	
		禁野小学校整備事業経費	393,386,000	393,386,000	
	(3) 中学校費	施設改善維持補修経費	444,350,000	442,100,000	
		学校エレベーター整備事業	144,880,000	144,880,000	
		学校空調設備整備事業	997,314,000	997,314,000	
	(4) 幼稚園費	施設改善維持補修経費	64,200,000	64,200,000	
	合 計			10,119,618,000	9,196,543,764

(単位:円)

左 の 財 源 の 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
-	-	-	-	-	15,970,000
-	-	-	8,600,000	-	2,980,000
-	7,139,000	-	-	-	-
-	6,325,000	-	-	-	6,066,500
-	1,623,988,000	-	-	-	321,136,592
-	-	-	-	-	-
-	-	-	479,400,000	-	46,000
-	-	-	66,000,000	-	22,000,000
-	-	-	12,500,000	-	84,000
-	4,480,000	-	-	-	4,480,000
-	270,252,000	-	480,300,000	-	148,000
-	4,356,000	-	6,500,000	-	144,000
-	13,500,000	-	-	-	32,500,000
-	-	-	6,000,000	-	2,000,000
-	-	-	-	-	24,000,000
-	9,690,000	-	-	-	56,810,000
-	4,800,000	-	-	-	4,997,000
-	15,500,000	-	34,100,000	-	-
-	55,152,000	-	67,800,000	-	7,616,000
-	-	-	388,200,000	-	-
-	117,000,000	-	210,600,000	-	23,400,000
-	1,600,000	-	-	-	32,014,900
-	-	-	54,000,000	-	6,000,000
-	-	-	4,600,000	-	43,000
-	229,807,000	-	935,800,000	-	47,792,772
-	27,997,000	-	81,700,000	-	6,483,000
-	301,870,000	-	964,700,000	-	43,696,000
-	149,291,000	-	219,700,000	-	24,395,000
-	95,683,000	-	336,600,000	-	9,817,000
-	25,951,000	-	108,900,000	-	10,029,000
-	229,580,000	-	734,400,000	-	33,334,000
-	7,339,000	-	56,700,000	-	161,000
-	3,201,300,000	-	5,257,100,000	-	738,143,764



報告第 5 号

令和 7 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計繰越明許費の繰越計算書について

次のとおり令和 7 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、  
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 8 年（2026 年）6 月 5 日提出

枚方市長 伏見 隆

令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1. 総務費	(1) 総務管理費	後期高齢者医療電子計算システム経費	22,541,000	21,100,200
合 計			22,541,000	21,100,200

(単位:円)

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
-	-	-	-	-	21,100,200
-	-	-	-	-	21,100,200



報告第6号

令和7年度大阪府枚方市水道事業会計予算の繰越計算書について

令和7年度大阪府枚方市水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により議会に報告する。

令和8年（2026年）6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

# 令和7年度大阪府枚方市水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額
			円	円	円
資本的支出	建設改良費	建設改良事業	1,547,075,000	740,515,240	407,010,000

# 事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな資産購入限度額	説 明
企 業 債	国 府 補 助 金	工 事 負 担 金 等	損 益 勘 定 留 保 資 金			
	円	円	円	円	円	
106,000,000	11,400,000	129,800,000	159,810,000	399,549,760	0	関係者との協議に期間を要したため



報告第7号

令和7年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の繰越計算書について

令和7年度大阪府枚方市水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により議会に報告する。

令和8年（2026年）6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

令和 7 年度大阪府枚方市水道

款	項	事業名	継続費の総額	令和 7 年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計	
資本的支出	建設改良費	配水支管 更新事業 (その2)	円 3,775,000,000	円 621,000,000	円 0	円 621,000,000	円 375,032,749
		中宮浄水場 更新事業 (PPP・PFI)	19,350,000,000	3,356,969,000	1,011,103,400	4,368,072,400	1,011,103,400
		送配水管 更生事業	2,788,600,000	19,000,000	115,811,283	134,811,283	13,658,700
		上野3丁目他 配水管 更新事業	459,000,000	22,000,000	159,971,400	181,971,400	176,443,300
		船橋本町他 配水管 更新事業	1,373,000,000	303,000,000	50,000,000	353,000,000	170,868,000
		中宮浄水場～ 春日受水場間 送水管 更新事業	5,950,920,000	0	898,100,000	898,100,000	674,700,800
		緊急輸送 道路内鑄鉄管 更新事業	2,744,000,000	117,000,000	0	117,000,000	0

# 事業会計継続費繰越計算書

残 額	翌年度 通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度 繰越る 必要の 入額
		企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	損 益 勘 定 留 保 資 金	
円	円	円	円	円	円	円
245,967,251	245,967,251	90,000,000	0	0	155,967,251	0
3,356,969,000	3,356,969,000	1,640,000,000	385,947,000	1,219,300,000	111,722,000	0
121,152,583	121,152,583	0	0	0	121,152,583	0
5,528,100	5,528,100	0	0	0	5,528,100	0
182,132,000	182,132,000	15,400,000	0	0	166,732,000	0
223,399,200	223,399,200	0	0	0	223,399,200	0
117,000,000	117,000,000	88,000,000	4,792,000	13,804,000	10,404,000	0



報告第8号

令和7年度大阪府枚方市病院事業会計予算の繰越計算書について

令和7年度大阪府枚方市病院事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により議会に報告する。

令和8年（2026年）年6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

# 令和7年度大阪府枚方市

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 額 発 生 額	翌年度繰越額
			円	円	円
資本的支出	建設改良費	施設改良事業	491,100,000	17,996,000	70,708,000

# 病院事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額	説 明
国府補助金	企 業 債	損 益 勘 定 等 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	
0	70,700,000	8,000	402,396,000	0	関係者との協議に期間を要したため。



報告第9号

令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により議会に報告する。

令和8年（2026年）6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

# 令和7年度大阪府枚方市下水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
資本的支出	建設改良事業費	汚水改良事業	728,786,000	430,875,670	71,800,000
		雨水改良事業	1,143,055,000	192,840,914	835,171,000
	固定資産購入費	有形固定資産 購入費	10,200,000	5,766,830	2,787,015
		流域下水道 建設負担金	223,827,000	102,761,211	119,015,166

# 事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳					不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越す るたな資産の 購入限度	繰越る要卸入額	説 明
国 府 補 助 金	企 業 債	他 会 計 負 担 金 等	工 事 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金				
円	円	円	円	円	円	円	円	
14,900,000	6,300,000	0	0	50,600,000	226,110,330	0	0	関係者との協議に期間を要したため
45,400,000	401,300,000	346,838,000	41,633,000	0	115,043,086	0	0	関係者との協議に期間を要したため
0	0	2,787,015	0	0	1,646,155	0	0	関係者との協議に期間を要したため
0	118,000,000	0	0	1,015,166	2,050,623	0	0	関係機関の事業が未完了のため



報告第10号

令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の繰越計算書について

令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により議会議事に報告する。

令和8年（2026年）6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

# 令和 7 年度大阪府枚方市下水道

款	項	事業名	継続費の総額	令和 7 年度継続費予算現額			支払義務 発生額 (見込)
				予算計上額	前年度 繰越額	計	
資本的支出	整備事業費	汚水公共下水道未普及地区整備事業	2,562,945,000	568,845,000	376,992,518	945,837,518	154,308,449
	建設改良事業費	藤阪元町地区雨水管整備事業	955,780,000	197,000,000	76,029,980	273,029,980	46,351,007
	建設改良事業費	雨水ポンプ場改築更新事業	4,079,000,000	510,000,000	0	510,000,000	270,139,200

# 事業会計継続費繰越計算書

残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 内 訳				翌 年 度 通 次 繰 越 額 に 係 る 資 産 の 限 度
		企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 負 担 金 等	損 益 勘 定 留 保 資 金	
円	円	円	円	円	円	円
791,529,069	791,529,069	454,400,000	50,120,000	0	287,009,069	0
226,678,973	226,678,973	176,300,000	35,000,000	15,378,973	0	0
239,860,800	239,860,800	31,900,000	34,500,000	173,460,800	0	0

	事業名	翌年度繰越額
報告第4号 令和7年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費の繰越計算書について	財産管理経費	15,970,000
	かわまちづくり計画推進事業	11,580,000
	戸籍システム経費	7,139,000
	コンビニ交付運営経費	12,391,500
	物価高騰対応重点支援給付金事業	1,945,124,592
	物価高対応子育て応援手当支給事業	-
	水道事業会計への出資金	479,446,000
	希釈放流センター老朽化対策事業	88,000,000
	老朽ため池改修経費	12,584,000
	地域経済循環創造事業	8,960,000
	主要道路リフレッシュ整備事業	750,700,000
	橋梁修繕・補強事業	11,000,000
	道路施設調査点検事業	46,000,000
	交通安全対策経費	8,000,000
	空き家・空き地対策推進事業	24,000,000
	長尾駅周辺地区まちづくり推進事業	66,500,000
	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画推進事業費	9,797,000
	公園施設長寿命化に基づく改築等事業	49,600,000
	連続立体交差事業関連まちづくり事業	130,568,000
	下水道事業会計への負担金	388,200,000
	村野駅西地区土地区画整理事業	351,000,000
	枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業	33,614,900
	御殿山小倉線整備事業	60,000,000
	防災行政無線経費	4,643,000
	施設改善維持補修経費	1,213,399,772
	学校エレベーター整備事業	116,180,000
	学校空調設備整備事業	1,310,266,000
	禁野小学校整備事業経費	393,386,000
施設改善維持補修経費	442,100,000	
学校エレベーター整備事業	144,880,000	
学校空調設備整備事業	997,314,000	
施設改善維持補修経費	64,200,000	
報告第5号 令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計繰越明許費の繰越計算書について	後期高齢者医療電子計算システム経費	21,100,200
報告第6号 令和7年度大阪府枚方市水道事業会計予算の繰越計算書について	建設改良事業	407,010,000

(単位：円)

繰越理由	事業完了予定
関係機関等との協議に期間を要したため、及び事業の完了に期間を要したため。	8年 8月
関係機関との協議に期間を要したため。	9年 3月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため、及び事業の完了に期間を要したため。	9年 3月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため、及び事業の完了に期間を要したため。	9年 3月
事業の完了に期間を要したため。	8年 10月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	9年 3月
資材の調達に期間を要したため。	8年 4月
国の令和7年度補正に伴い、事業化を行ったため。	9年 3月
関係機関の工事計画策定の遅れにより、事業の完了に期間を要したため。	9年 3月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	9年 3月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	9年 3月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	9年 3月
関係機関との協議に期間を要したため。	8年 9月
制度利用者の工事に期間を要し、年度内完了が困難なため。	9年 3月
事業の完了に期間を要したため。	8年 9月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	9年 3月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	9年 3月
関係機関等との協議に期間を要したため、及び事業の完了に期間を要したため。	9年 3月
事業の完了に期間を要したため。	9年 3月
関係機関等との協議に期間を要したため、及び事業の完了に期間を要したため。	9年 3月
関係機関等との協議に期間を要したため、及び事業の完了に期間を要したため。	8年 7月
関係機関との協議に期間を要したため。	8年 6月
関係機関の事業進捗の遅れにより、事業の完了に期間を要したため。	8年 12月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	9年 3月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	9年 3月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	9年 3月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8年 7月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	9年 3月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	9年 3月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	9年 3月
令和8年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8年 9月
事業の完了に期間を要したため。	8年 10月
関係者との協議に期間を要したため。	9年 3月

	事業名	翌年度繰越額
報告第7号 令和7年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の繰越計算書について	配水支管更新事業（その2）	245,967,251
	中宮浄水場更新事業（PPP・PFI）	3,356,969,000
	送配水管更生事業	121,152,583
	上野3丁目他配水管更新事業	5,528,100
	船橋本町他配水管更新事業	182,132,000
	中宮浄水場～春日受水場間送水管更新事業	223,399,200
	緊急輸送道路内铸铁管更新事業	117,000,000
報告第8号 令和7年度大阪府枚方市病院事業会計予算の繰越計算書について	施設改良事業	70,708,000
報告第9号 令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計予算の繰越計算書について	汚水改良事業	71,800,000
	雨水改良事業	835,171,000
	有形固定資産購入費	2,787,015
	流域下水道建設負担金	119,015,166
報告第10号 令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の繰越計算書について	汚水公共下水道未普及地区整備事業	791,529,069
	藤阪元町地区雨水管整備事業	226,678,973
	雨水ポンプ場改築更新事業	239,860,800

繰越理由	事業完了予定
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
関係者との協議に期間を要したため。	8年 10月
関係者との協議に期間を要したため。	9年 3月
関係者との協議に期間を要したため。	9年 3月
関係者との協議に期間を要したため。	9年 3月
関係機関の事業が未完了のため。	8年 8月
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	

## 令和 8 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 27,618千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 178,523,016千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年（2026 年）6 月 5 日提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		42,559,662	12,853	42,572,515
	(2) 国庫補助金	7,436,097	10,697	7,446,794
	(3) 国庫委託金	91,649	2,156	93,805
16. 府支出金		17,100,967	250	17,101,217
	(3) 府委託金	2,091,305	250	2,091,555
19. 繰入金		7,599,888	14,515	7,614,403
	(1) 基金繰入金	7,460,552	14,515	7,475,067
歳 入 合 計		178,495,398	27,618	178,523,016

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		90,790,166	27,368	90,817,534
	(1) 社会福祉費	36,615,737	20,768	36,636,505
	(3) 生活保護費	15,835,879	6,600	15,842,479
9. 教育費		15,976,997	250	15,977,247
	(1) 教育総務費	5,015,675	250	5,015,925
歳 出	合 計	178,495,398	27,618	178,523,016

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印 刷 製 本 費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通 信 運 搬 費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使 用 料 及 び 賃 借 料 ……使	工 事 請 負 費 ……工	原 材 料 費 ……原
備 品 購 入 費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還 付 加 算 金 ……還加	還 付 金 ……還
投 資 及 び 出 資 金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	42,559,662	12,853	42,572,515		
(項)					
(2) 国庫補助金	7,436,097	10,697	7,446,794		
2. 民生費国庫補助金	2,090,597	10,697	2,101,294	2. 生活保護適正化等事業費補助金	3,300
				3. 障害者地域生活支援事業費等補助金	7,397
(項)					
(3) 国庫委託金	91,649	2,156	93,805		
2. 民生費委託金	79,393	2,156	81,549	1. 社会福祉費委託金	2,156
(款)					
16. 府支出金	17,100,967	250	17,101,217		
(項)					
(3) 府委託金	2,091,305	250	2,091,555		
5. 教育費委託金	-	250	250	1. 教育費委託金	250
(款)					
19. 繰入金	7,599,888	14,515	7,614,403		
(項)					
(1) 基金繰入金	7,460,552	14,515	7,475,067		
1. 基金繰入金	7,460,552	14,515	7,475,067	1. 基金繰入金	14,515
歳入合計	178,495,398	27,618	178,523,016		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 生活保護適正化等 事業費補助金	3,300	1. 生活保護適正化等事業費補助金	3,300
3. 障害者自立支援給 付支払等システム 事業補助金	7,397	2. 障害者自立支援給付支払等システム事業補助金	7,397
1. 国民年金保険委託 金	2,156	1. 国民年金保険委託金	2,156
24. 人権教育研究推進 事業委託金	250	1. 人権教育研究推進事業委託金	250
23. 財政調整基金繰入 金	14,515	1. 財政調整基金繰入金	14,515

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
3. 民 生 費	90,790,166	27,368	90,817,534	12,853	-	-	14,515
(項)							
(1) 社会福祉費	36,615,737	20,768	36,636,505	9,553	-	-	11,215
4. 障害者福祉総務費	760,458	14,795	775,253	7,397	-	-	7,398
9. 国民年金費	75,199	2,156	77,355	2,156	-	-	-
10. 介護保険費	6,313,878	3,817	6,317,695	-	-	-	3,817
(項)							
(3) 生活保護費	15,835,879	6,600	15,842,479	3,300	-	-	3,300
1. 生活保護総務費	942,707	6,600	949,307	3,300	-	-	3,300
(款)							
9. 教 育 費	15,976,997	250	15,977,247	250	-	-	-
(項)							
(1) 教育総務費	5,015,675	250	5,015,925	250	-	-	-
3. 教育研究費	1,369,891	250	1,370,141	250	-	-	-
歳 出 合 計	178,495,398	27,618	178,523,016	13,103	-	-	14,515

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委託料 14,795	1. 委託料 14,795	1. 障害福祉システム管理経費 委 14,795 14,795
12. 委託料 2,156	1. 委託料 2,156	1. 国民年金システム管理経費 (1) システム改修委託料 2,156
27. 繰出金 3,817	1. 繰出金 3,817	1. 介護保険特別会計への繰出金 (1) 事務費等分 3,817 3,817
12. 委託料 6,600	1. 委託料 6,600	1. 生活保護システム運用経費 委 6,600 6,600
7. 報償費 130	1. 報償金 130	1. 人権教育研究推進事業経費 報 130 消 40 印 30 負 50 250
10. 需用費 70	1. 消耗品費 40 4. 印刷製本費 30	
18. 負担金補助及び 交付金 50	1. 負担金 50	

## 議案第8号参考資料

## 性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	-	-	-	-	-	-
(2)総務費	-	-	-	-	-	-
(3)民生費	-	23,551	-	-	3,817	27,368
(4)衛生費	-	-	-	-	-	-
(5)農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6)商工費	-	-	-	-	-	-
(7)土木費	-	-	-	-	-	-
(8)消防費	-	-	-	-	-	-
(9)教育費	-	200	-	-	50	250
(10)公債費	-	-	-	-	-	-
(11)諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12)予備費	-	-	-	-	-	-
合計	-	23,751	-	-	3,867	27,618
現計予算の内訳	24,638,473	30,343,613	1,307,350	3,082,000	119,123,962	178,495,398
総計	24,638,473	30,367,364	1,307,350	3,082,000	119,127,829	178,523,016
総計の構成比 (%)	13.8	17.0	0.8	1.7	66.7	100.0

## 令和8年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和8年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,817千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,552,817千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年（2026年）6月5日提出

枚方市長 伏見 隆





歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
6. 繰入金	7,181,264	3,817	7,185,081		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	6,313,245	3,817	6,317,062		
1. 一般会計繰入金	6,313,245	3,817	6,317,062	4. 事務費等分繰入金	3,817
歳入合計	41,549,000	3,817	41,552,817		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 事務費等分繰入金	3,817	1. 事務費等分繰入金	3,817

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	857,716	3,817	861,533	-	-	-	3,817
(項)							
(1) 総務管理費	595,557	3,817	599,374	-	-	-	3,817
1. 一般管理費	595,557	3,817	599,374	-	-	-	3,817
歳 出 合 計	41,549,000	3,817	41,552,817	-	-	-	3,817

(単位：千円)

節	細	節	概	要	説	明
区	分	区	分	分	分	分
金	額	金	額	分	分	分
12. 委託料	1. 委託料		1. 介護保険電子計算システム経費			3,817
3,817	3,817		(1) システム保守・開発等委託料			3,817
			ア. 介護保険システム及び介護認定審査会支援システム等改修委託料			

議案第 10 号

枚方市立子ども・子育て交流ひろば条例の制定について

次のとおり枚方市立子ども・子育て交流ひろば条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）6 月 5 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市立子ども・子育て交流ひろばを設置するため。

枚方市立子ども・子育て交流ひろば条例

(設置)

第1条 子育てに関する相談等を実施するとともに、子どもが安全かつ自由に遊べる交流の場を提供することにより、子育て家庭を総合的に支援するため、枚方市立子ども・子育て交流ひろば(以下「交流ひろば」という。)を設置する。

(位置)

第2条 交流ひろばの位置は、枚方市伊加賀東町6番8号とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 11 号

東部大阪都市計画招提東町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
の制定について

次のとおり東部大阪都市計画招提東町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議  
決を求める。

令和 8 年（2026年）6 月 5 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 東部大阪都市計画招提東町地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため。

東部大阪都市計画招提東町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画招提東町地区地区計画（令和8年枚方市告示第174号。以下「招提東町地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）並びに招提東町地区地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、招提東町地区地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。

- (1) 法別表第2（る）項に掲げるもの
- (2) 法別表第2（を）項第2号から第7号までに掲げるもの
- (3) 法別表第2（わ）項第2号から第4号まで及び第8号に掲げるもの

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、A地区内においては10,000平方メートル以上でなければならない。

2 この条例の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。

(壁面の位置の制限)

第6条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）又は高さが2メートルを超える門若しくは塀の面から敷地の境界線までの距離は、A地区内においては、4メートル以上でなければならない。ただし、敷地周辺の良好な居住環境又は営農環境を確保するために必要な防音壁その他の門又は塀にあっては、この限りでない。

2 外壁等又は高さが2メートルを超える門若しくは塀の面から道路の境界線までの距離は、B地区内においては、1メートル以上でなければならない。

3 前項に規定する距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の規定は、適用しない。

- (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
- (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。

- (3) 敷地周辺の良好な居住環境又は営農環境を確保するために必要な防音壁その他の門又は塀  
(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第7条 建築物の敷地が招提東町地区地区計画の区域の内外にわたる場合における第4条及び第5条第1項の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときには当該建築物又はその敷地の全部についてそれらの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときには当該建築物又はその敷地の全部についてそれらの規定を適用しない。

(公益上必要な建築物等の特例)

第8条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該許可の範囲内で第4条の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の許可（以下この項において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、特例許可に利害関係を有する者の出席を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、枚方市建築審査会の意見を聴かなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転で次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるもの

(2) 増築又は改築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないもの

(3) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないもの

3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようとする建築物の建築の計画並びに公開による意見の聴取の期日及び場所を当該期日の3日前までに公告しなければならない。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(3) 第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割することにより同項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）

(4) 第6条第1項又は第2項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

2 前項第4号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の刑を科する。

第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業

務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

次のとおり枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）6 月 5 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 葬祭補償の額を見直すため。

枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

枚方市消防団員等公務災害補償条例（昭和40年枚方市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の枚方市消防団員等公務災害補償条例第18条又は附則第6条の規定により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

枚方市税条例の一部改正について

次のとおり枚方市税条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）6 月 5 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 扶養親族等申告書を提出すべき公的年金等受給者の範囲を見直すため。
- 2 固定資産税の免税点を見直すため。

枚方市税条例の一部を改正する条例

枚方市税条例（平成14年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第3項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第28条第1項ただし書中「及び第29条の3第1項」を「並びに第29条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第29条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第29条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第49条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第29条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4

項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) 前各号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

第71条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第7条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第10条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第10条の4中「第45条第1項」の次に「、第45条の2第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第12条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第41条第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに該当する土地等の譲渡をしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第45条の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第45条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第20条第1項及び第2項並びに第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の

当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第45条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第45条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第45条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第45条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第71条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(2) 第24条の2第3項の改正規定並びに附則第10条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第12条の2の改正規定及び附則第41条の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(3) 附則第10条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第45条の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に規定する日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の枚方市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3第1項及び第2項の規定

は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の枚方市税条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の枚方市税条例附則第10条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第41条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第45条の2の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第71条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、同条第4項に規定する扶養控</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、同条第4項に規定する扶養控</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号並びに第29条の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～9 [略]</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限</p>	<p>除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～9 [略]</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>る。)の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項及び第57条第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 [略]</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第29条の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的</u></p>	<p>る。)の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。<u>次条第1項において同じ。</u>）の氏名</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第57条第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 [略]</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第29条の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第49条に規定</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第49条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p>(3) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p>2 <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u></p>	<p>する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(1) <u>公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>6 <u>前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、</u></p>	<p>2 <u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（固定資産税の免税点）</p> <p>第71条 同一の者について市内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第7条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号に係る部分を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第10条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に</p>	<p>同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（固定資産税の免税点）</p> <p>第71条 同一の者について市内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第7条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号に係る部分を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第10条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 [略]</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第10条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第38条の3第1項、第39条第1項、第40条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項、<u>第45条の2第1項</u>又は第46条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第12条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について申告特例通知書の送付があった場合には、<u>法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところによ</p>	<p>限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 [略]</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第10条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第38条の3第1項、第39条第1項、第40条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項又は第46条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第12条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について申告特例通知書の送付があった場合には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>り控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第41条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、<u>所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに該当する土地等の譲渡をしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂</u></p>	<p>控除するものとする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第41条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 〔略〕</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p><u>（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</u></p> <p><u>第45条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第20条第1項及び第2項並びに第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第45条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p>	

新（改正後）	旧（現行）
<p>(2) <u>第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第45条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第45条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第45条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>	

議案第 14 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）6 月 5 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 重大な災害が発生した箇所等における業務に係る危険現場業務手当の額を改定するため。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年枚方市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「350円」を「950円」に、「530円」を「1,440円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条第3号の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（危険現場業務手当）</p> <p>第10条 危険現場業務手当は、職員が次の各号に掲げる業務に従事した場合に、当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 災害対策本部が設置された後に、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所に出動して行う次に掲げる業務 1日につき<u>950円</u>（ロにあつては、<u>1,440円</u>）</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(4)～(7) [略]</p>	<p>（危険現場業務手当）</p> <p>第10条 危険現場業務手当は、職員が次の各号に掲げる業務に従事した場合に、当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 災害対策本部が設置された後に、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所に出動して行う次に掲げる業務 1日につき<u>350円</u>（ロにあつては、<u>530円</u>）</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(4)～(7) [略]</p>

議案第 15 号

枚方市行政手続条例の一部改正について

次のとおり枚方市行政手続条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）6 月 5 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知等の方式を見直すため。

枚方市行政手続条例の一部を改正する条例

枚方市行政手続条例（平成9年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条前段中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同条後段中「、「同項第3号」を「、同条第4項中「第1項第3号」に、「同項第3号」を「第28条第1項第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に、「第18条第3項」を「同条第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の枚方市行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定（これらの規定を同条例又は枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>（代理人）</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（続行期日の指定）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」</u>と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p>	<p>（代理人）</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（続行期日の指定）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第29条 第15条第3項及び第4項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第1項第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第24条第3項及び第38条第1項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「<u>聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時</u>」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、<u>同条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第29条 第15条第3項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同項第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第24条第3項及び第38条第1項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「<u>聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時</u>」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、<u>第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。</u></p>

議案第 16 号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について

次のとおり市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）6 月 5 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 地方自治法の改正に伴い、所要の整備を行うため。

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年枚方市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条第2項中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例の一部改正)

第2条 枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例（昭和41年枚方市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(枚方市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 枚方市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年枚方市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(枚方市監査委員条例の一部改正)

第4条 枚方市監査委員条例（平成6年枚方市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例関係] （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 <u>法第243条の2の8第1項</u>の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>[市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例関係] （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 <u>法第243条の2の7第1項</u>の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p>[枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例関係] （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない</p>	<p>[枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例関係] （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p> <p>[枚方市病院事業の設置等に関する条例関係] （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p> <p>[枚方市監査委員条例関係] （請求又は要求による監査）</p> <p>第9条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の9第3項（地公企法第34条において準用する場合を含む。）又は地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、速やかに、監査に着手するものとする。</p>	<p>場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p> <p>[枚方市病院事業の設置等に関する条例関係] （議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p> <p>[枚方市監査委員条例関係] （請求又は要求による監査）</p> <p>第9条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項（地公企法第34条において準用する場合を含む。）又は地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、速やかに、監査に着手するものとする。</p>

議案第 17 号

枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

次のとおり枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）6 月 5 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 職員の配置の基準等を見直すため。
- 2 満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるため。

枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第30条第2号中「及び第38条」を「、第38条及び附則第6項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第2項、附則第4項又は附則第5項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第6項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい」を「第38条第3項」に、「保育士の数（」を削り、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改め、附則に次の1項を加える。

- 7 第38条第3項及び附則第2項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

第19条第2項及び第3項中「35人以下」を「30人以下」に改める。

第20条第1項及び第3項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項本文の規定にかかわらず、同項に規定する幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）

の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第5条中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第8条中「前3条」を「第20条第4項及び前3条」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改め、附則に次の1条を加える。

第9条 第20条第4項及び附則第7条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって職員（同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は同条第12項第2号」を「若しくは同条第12項第2号」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第7条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加える。

第19条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第24条第2項中「及び第2項」を「、第2項、第4項及び第5項」に、「並びに第48条第1項」を「、第48条第1項」に、「において「保育士」を「並びに附則第9条において「保育士」に改める。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 前項に定めるもののほか、第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保

育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は附則第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 前項に定めるもののほか、第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 前項に定めるもののほか、第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は附則第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 前項に定めるもののほか、第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3条中「地域型保育事業者（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「地域型保育事業」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第30条第3項」及び「第45条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（」を削り、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

（枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「第27条の2第1項各号、」の次に「学校教育法第1条に規定する」を加え、「学校教育法第28条第2項」を「同法第28条第2項」に改める。

第34条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に改める。

第35条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「利用している同号」を「利用している教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 第36条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第38条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加え、「特定地域型保育事業所」を「特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）」に改め、「この章」の次に「（第42条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第39条第2項及び第40条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第41条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）」を加え、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育

事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第1項及び第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第47条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第48条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第49条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「第45条」と」の次に「、第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「第33条の10第1項各号」と」を加える。

第50条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第51条第3項」を加え、「第39条第2項」を「第36条第3項、第38条第3項及び第39条第2項」に、「含む。次条第3項」を「含む。第51条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第42条第1項を除く。）」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ」に改め、「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第50条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条にお

いて同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの数の総数が、第36条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 前項に定めるもののほか、特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第36条第2項、第38条第2項及び第39条第2項を除き、第49条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第38条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第50条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

(枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第5条 枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年

枚方市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項中「35人以下」を「30人以下」に改める。

第6条に次の1項を加える。

- 7 第1項、第2項及び第5項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第7項の表中

「

附則第3項	第6条第1項及び第5項(同項ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
-------	---	------------------------------------

」

を

「

第6条第7項	第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第3項	第6条第1項及び第5項(同項ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者

」

に改める。

附則に次の1項を加える。

- 8 第6条第7項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有

する者（同条第7項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年枚方市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条の規定」の次に「のうち、満3歳以上満4歳未満の児童又は園児の教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に係るもの」を加え、附則に次の1項を加える。

3 保育士、保育従事者並びに園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第2項、第2条の規定による改正後の枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第3項、第3条の規定による改正後の枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項並びに第4条の規定による改正後の枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条の規定のうち、満4歳以上の児童又は園児の教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に係るものは、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第2項、第2条の規定による改正前の枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第3項、第3条の規定による改正前の枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項並びに第4条の規定による改正前の枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条の規定のうち、満4歳以上の児童又は園児の教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に係るものは、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第2条の規定による改正後の枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第5条の規定による改正後の枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例

にすることができる。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (母子支援員の資格)</p> <p>第30条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保育士、法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（第34条第2項、<u>第38条及び附則第6項</u>において「保育士」と総称する。）の資格を有する者</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>[枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (母子支援員の資格)</p> <p>第30条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保育士、法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（第34条第2項<u>及び第38条</u>において「保育士」と総称する。）の資格を有する者</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>3 <u>前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第2項、附則第4項又は附則第5項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>6 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>第38条第3項、附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、前2項の規定の適用がないとした場合の第38条第2項の規定により算定される<u>保育士の数の3分の2以上</u>、置かなければならない。</p> <p>7 <u>第38条第3項及び附則第2項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が</u></p>	<p>附 則</p> <p>6 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第38条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上</u>、置かなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>[枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係]</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 この条例で定める基準は、市長の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（<u>法第14条第7項</u>に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>（学級の編制）</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 1学級の園児数は、満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下とし、満4歳以上の園児については<u>30人以下</u>とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合は、満3歳以上満4歳未満の園児についての1学級の園児数は、<u>30人以下</u>とすることができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>（職員）</p> <p>第20条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹</p>	<p>[枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係]</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 この条例で定める基準は、市長の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（<u>法第14条第6項</u>に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>（学級の編制）</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 1学級の園児数は、満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下とし、満4歳以上の園児については<u>35人以下</u>とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合は、満3歳以上満4歳未満の園児についての1学級の園児数は、<u>35人以下</u>とすることができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>（職員）</p> <p>第20条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員（副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第5条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）であった区域に係る改正法附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、<u>主幹保育教諭</u>、<u>指導保育教諭</u>、<u>主務保育教諭</u>、保育教諭、助保育教諭又は講師をいう。）の員数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める数（第1号及び第2号に定める数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数とする。）を合算した数（園長が専任でないときは、原則として当該数に1を加えて得た数とする。）以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員（副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第5条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）であった区域に係る改正法附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、<u>主幹保育教諭</u>、<u>指導保育教諭</u>、保育教諭、助保育教諭又は講師をいう。）の員数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める数（第1号及び第2号に定める数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数とする。）を合算した数（園長が専任でないときは、原則として当該数に1を加えて得た数とする。）以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>4 前項本文の規定にかかわらず、同項に規定する幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) [略]</p>	<p>4 [略]</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第5条 職員については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>第8条 <u>第20条第4項及び前3条の規定により職員を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、</u>市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該<u>特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、</u>市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、第20条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <p>第9条 <u>第20条第4項及び附則第7条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって職員（同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>[枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (基本理念)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第5条 職員については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>第8条 <u>前3条の規定により職員を小学校教諭等免許状所持者、</u>市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該<u>小学校教諭等免許状所持者、</u>市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、第20条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <p>[枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (基本理念)</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>第3条 この条例で定める基準は、市長の監督に属する地域型保育事業を利用している乳児又は幼児（満3歳未満の児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第7条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第9条の2第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以</p>	<p>第3条 この条例で定める基準は、市長の監督に属する地域型保育事業を利用している乳児又は幼児（満3歳未満の児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第7条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第9条の2第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければ</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、<u>第1号及び第2号に掲げる事項</u>に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該地域型保育事業者（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。</u>）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>（規程）</p> <p>第19条 地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員</u>）</p> <p>(7)～(11) [略]</p>	<p>ならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>（規程）</p> <p>第19条 地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7)～(11) [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（職員）</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士、法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士若しくは児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（<u>第30条第1項、第2項、第4項及び第5項、第32条第1項、第2項、第4項及び第5項、第45条第1項、第2項、第4項及び第5項、第48条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに附則第9条において「保育士」と総称する。</u>）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>（小規模保育事業の区分）</p> <p>第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型<u>（満</u></p>	<p>（職員）</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士、法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士若しくは児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（<u>第30条第1項及び第2項、第32条第1項及び第2項、第45条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において「保育士」と総称する。</u>）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>（小規模保育事業の区分）</p> <p>第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。</u></p> <p>（職員）</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 <u>前項に定めるもののほか、第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以</u></p>	<p>び小規模保育事業C型とする。</p> <p>（職員）</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は附則第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>（職員） 第32条 [略] 2 [略] 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>前項に定めるもののほか、第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士によ</u></p>	<p>（職員） 第32条 [略] 2 [略] 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>る支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>（職員） 第45条 [略] 2 [略] 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 <u>前項に定めるもののほか、第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は附則第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保</u></p>	<p>（職員） 第45条 [略] 2 [略] 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>（職員）</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 <u>前項に定めるもののほか、第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>附 則</p>	<p>（職員）</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>附 則</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第3条 地域型保育事業者（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</p> <p>第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は地域型保育事業（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。</u>）が不足していることに鑑み、第30条第2項及び第45条第2項の規定にかかわらず、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p>第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないとした場合</p>	<p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第3条 地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</p> <p>第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は地域型保育事業が不足していることに鑑み、第30条第2項及び第45条第2項の規定にかかわらず、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p>第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、</u>第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>保育士の数</u>（前2条の</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定される<u>保育士の数の</u>3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>〔枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例関係〕</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法で選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の数の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定によ</p>	<p>規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定される<u>ものをいう。）</u>の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>〔枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例関係〕</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法で選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の数の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づ</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>る認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用</u>について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（教育・保育給付認定の申請に係る援助）</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定の申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（<u>特定教育・保育の提供</u>の記録）</p> <p>第12条 [略]</p>	<p>き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設</u>の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（教育・保育給付認定の申請に係る援助）</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>当該申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（<u>教育・保育の提供</u>の記録）</p> <p>第12条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（利用定員の遵守）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>同法第28条第2項</u>において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第34条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）（保育所に係る部分に限る。）を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども</u>の数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げ</p>	<p>（定員の遵守）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>学校教育法第28条第2項</u>において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第34条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>に該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）（保育所に係る部分に限る。）を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>に該</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>る小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p><u>当する教育・保育給付認定子ども</u>の数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「<u>に掲げる小学校就学前子どもに</u>」とあるのは「<u>又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の数の総数が、第4条第2項第2号の</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「<u>利用している教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>利用している教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「の同号」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>第27条第3項第1号に掲げる</u>」とあるのは「<u>第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」とする。</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u></p> <p>(2) <u>事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u></p>	<p>規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「<u>利用している同号</u>」とあるのは「<u>利用している同条第1号又は第2号</u>」と、「の同号」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>第27条第3項第1号に掲げる</u>」とあるのは「<u>第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」とする。</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、地域型保育事業基準条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済</u></u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>3 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u></p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第42条第1項を除く。）において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u></p> <p>3 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）</u></p>	<p><u>組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳未満の小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u></p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び<u>特定地域型保育事業所</u>を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第41条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・</p>	<p>3 特定地域型保育事業者は、<u>前項</u>に規定する選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第41条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る当該特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。</u>）により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の<u>法第19条第3号</u>に掲げる<u>小学校就学前子ども</u>に限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付</p>	<p>特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の<u>小学校就学前子ども</u>に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は<u>満3歳以上限定小規模保育事業</u>を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p><u>9 [略]</u></p> <p><u>10 [略]</u></p> <p><u>11 [略]</u></p> <p><u>12 [略]</u></p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。</u>）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>2～6 [略]</p> <p>7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業</u>を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>8 [略]</u></p> <p><u>9 [略]</u></p> <p><u>10 [略]</u></p> <p><u>11 [略]</u></p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2～6 [略]</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 [略]</p> <p>（<u>利用定員</u>の遵守）</p> <p>第47条 [略]</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第49条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは</p>	<p>2～6 [略]</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 [略]</p> <p>（<u>定員</u>の遵守）</p> <p>第47条 [略]</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第49条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>「教育・保育給付認定子ども（<u>教育認定子ども</u>を除く。以下この節において同じ。）について」と、<u>第14条第1項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第49条において準用する次項において同じ。）に」と、「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第49条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「第20条」とあるのは「第45条」と、<u>第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「第33条の10第1項各号」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第50条 特定地域型保育事業者（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。</u>）が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、<u>地域型保育事業基準条例</u>を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、<u>当該特別利用地域型保育に係る教育認定子どもの数及</u></p>	<p>「教育・保育給付認定子ども（<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に限り、<u>特定満3歳以上保育認定子ども</u>を除く。以下この節において同じ。）について」と、<u>第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、<u>同条第1項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第49条において準用する次項において同じ。）に」と、「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第49条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「第20条」とあるのは「第45条」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第50条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、<u>地域型保育事業基準条例</u>を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、<u>当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げ</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（<u>第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合</u>にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>を含む。）の数の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び<u>第51条第3項</u>において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（<u>第36条第3項、第38条第3項及び第39条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までの規定を含む。<u>第51条第3項</u>において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「第19条第3号」とあるのは「<u>第19条第1号</u>」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（<u>第42条第1項</u>を除く。）において同じ」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）</u>において同じ」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受け</p>	<p>る小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（<u>次条第1項</u>の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の数の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（<u>第39条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までの規定を含む。<u>次条第3項</u>において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「第19条第3号」とあるのは「<u>第19条第1号</u>」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ」とあるのは「<u>同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む</u>」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>る必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p><u>第50条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの数の総数が、第36条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別</u></p>	<p>未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>利用地域型保育を、<u>地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第36条第2項、第38条第2項及び第39条第2項を除き、第49条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第38条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u>とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第42条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る）</u>とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く）</u>と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、同条第5項中「<u>前4項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。</p>	<p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第2号に掲げる</u>小学校就学前子</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>以下この条において同じ。)が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業基準条例を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満3歳以上保育認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども</u>（<u>第50条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合</u>にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>教育認定子ども</u>を含む。）の数の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。</u>）」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者</u>（特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「<u>第29条第3項第1号に掲げる</u>」とあるのは「<u>第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」とする。</p>	<p><u>どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業基準条例を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（<u>前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合</u>にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の数の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者</u>（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「<u>第29条第3項第1号に掲げる</u>」とあるのは「<u>第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例関係]</p> <p>（学級の編制）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 1学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳未満の子どもについては25人以下とし、満4歳以上の子どもについては<u>30人以下</u>とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合は、満3歳以上満4歳未満の子どもについての1学級の子どもの数は、<u>30人以下</u>とすることができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>（職員の資格）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 <u>第1項、第2項及び第5項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学</u></p>	<p>[枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例関係]</p> <p>（学級の編制）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 1学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳未満の子どもについては25人以下とし、満4歳以上の子どもについては<u>35人以下</u>とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合は、満3歳以上満4歳未満の子どもについての1学級の子どもの数は、<u>35人以下</u>とすることができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>（職員の資格）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）						
<p>療士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>3 第6条第1項及び第5項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。</p> <p>7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="212 1193 1111 1406"> <tr> <td data-bbox="212 1193 376 1406">第6条第7項</td> <td data-bbox="376 1193 745 1406">第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者</td> <td data-bbox="745 1193 1111 1406">特定理学療法士等</td> </tr> </table>	第6条第7項	第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等	<p>附 則</p> <p>3 第6条第1項及び第5項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。</p> <p>7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="1169 1193 2067 1406"> <tr> <td data-bbox="1169 1193 1339 1406"></td> <td data-bbox="1339 1193 1704 1406"></td> <td data-bbox="1704 1193 2067 1406"></td> </tr> </table>			
第6条第7項	第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等					

新（改正後）			旧（現 行）		
附則第 3 項	第 6 条第 1 項及び第 5 項 <u>（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者</u>	幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者	附則第 3 項	第 6 条第 1 項及び第 5 項 <u>（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者</u>	幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第 4 項	[略]	[略]	附則第 4 項	[略]	[略]
附則第 5 項	[略]	[略]	附則第 5 項	[略]	[略]
前項	[略]	[略]	前項	[略]	[略]
<p>8 <u>第 6 条第 7 項及び附則第 6 項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同条第 7 項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>[枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例関係]</p> <p>附 則</p> <p>2 保育士、保育従事者並びに園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年 3月31日までの間</u>、第 1 条の規定による改正後の枚方市</p>			<p>[枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例関係]</p> <p>附 則</p> <p>2 保育士、保育従事者並びに園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、第 1 条の規定による改正後の枚方市児童福祉施設の設</p>		

新（改正後）	旧（現 行）
<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第2項、第2条の規定による改正後の枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第3項、第3条の規定による改正後の枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項並びに第4条の規定による改正後の枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条の規定のうち、<u>満3歳以上満4歳未満の児童又は園児の教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に係るものは、適用しない。</u>この場合において、第1条の規定による改正前の枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第2項、第2条の規定による改正前の枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第3項、第3条の規定による改正前の枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項並びに第4条の規定による改正前の枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条の規定のうち、<u>満3歳以上満4歳未満の児童又は園児の教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に係るものは、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u></p> <p>3 <u>保育士、保育従事者並びに園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第2項、第2条の規定によ</u></p>	<p>備及び運営に関する基準を定める条例第38条第2項、第2条の規定による改正後の枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第3項、第3条の規定による改正後の枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項並びに第4条の規定による改正後の枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第2項、第2条の規定による改正前の枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第3項、第3条の規定による改正前の枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項並びに第4条の規定による改正前の枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>る改正後の枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第3項、第3条の規定による改正後の枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項並びに第4条の規定による改正後の枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条の規定のうち、満4歳以上の児童又は園児の教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に係るものは、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第2項、第2条の規定による改正前の枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第3項、第3条の規定による改正前の枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項並びに第4条の規定による改正前の枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条の規定のうち、満4歳以上の児童又は園児の教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に係るものは、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u></p>	

議案第 18 号

枚方市立小学校及び中学校設置条例及び枚方市立留守家庭児童会室条例の一部改正について

次のとおり枚方市立小学校及び中学校設置条例及び枚方市立留守家庭児童会室条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）6 月 5 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市立禁野小学校及び枚方市立禁野留守家庭児童会室の位置を変更するため。

枚方市条例第 号

枚方市立小学校及び中学校設置条例及び枚方市立留守家庭児童会室条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「枚方市中宮北町4番1号」を「枚方市御殿山南町2番2号」に改める。

- (1) 枚方市立小学校及び中学校設置条例（昭和41年枚方市条例第20号）別表第1枚方市立禁野小学校の項
- (2) 枚方市立留守家庭児童会室条例（平成24年枚方市条例第2号）別表枚方市立禁野留守家庭児童会室の項

附 則

この条例は、令和8年8月25日から施行する。

議案第 18 号参考資料

枚方市立小学校及び中学校設置条例及び枚方市立留守家庭児童会室条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)								
<p>[枚方市立小学校及び中学校設置条例関係] 別表第 1</p> <table border="1" data-bbox="237 475 1104 651"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立禁 野 小 学 校</td> <td>枚方市御殿山南町 2 番 2 号</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	枚方市立禁 野 小 学 校	枚方市御殿山南町 2 番 2 号	<p>[枚方市立小学校及び中学校設置条例関係] 別表第 1</p> <table border="1" data-bbox="1196 475 2063 651"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立禁 野 小 学 校</td> <td>枚方市中宮北町 4 番 1 号</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	枚方市立禁 野 小 学 校	枚方市中宮北町 4 番 1 号
名 称	位 置								
枚方市立禁 野 小 学 校	枚方市御殿山南町 2 番 2 号								
名 称	位 置								
枚方市立禁 野 小 学 校	枚方市中宮北町 4 番 1 号								
<p>[枚方市立留守家庭児童会室条例関係] 別表 (第 2 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="208 799 1104 975"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立禁野留守家庭児童会室</td> <td>枚方市御殿山南町 2 番 2 号</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	枚方市立禁野留守家庭児童会室	枚方市御殿山南町 2 番 2 号	<p>[枚方市立留守家庭児童会室条例関係] 別表 (第 2 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 799 2063 975"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立禁野留守家庭児童会室</td> <td>枚方市中宮北町 4 番 1 号</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	枚方市立禁野留守家庭児童会室	枚方市中宮北町 4 番 1 号
名 称	位 置								
枚方市立禁野留守家庭児童会室	枚方市御殿山南町 2 番 2 号								
名 称	位 置								
枚方市立禁野留守家庭児童会室	枚方市中宮北町 4 番 1 号								

議案第19号

(仮称) 子ども未来館整備工事請負契約締結について

次のとおり(仮称)子ども未来館整備工事請負契約を締結するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和8年(2026年)6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市  
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市御殿山町16番39号  
株式会社ヒサカズ  
代表取締役 酒井 達雄
3. 契約金額 金 156,941,400円
4. 契約保証金 契約金額の10%相当額
5. 工事名 (仮称) 子ども未来館整備工事
6. 施工場所 枚方市伊加賀東町6番8号
7. 工期 本契約締結日から令和9年5月20日まで
8. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

# 制限付き一般競争入札(低入札価格調査制度対象型) 執行調書

名称	(仮称) 子ども未来館整備工事				
落札者名	(株) ヒサカズ				
業務区分	工事				
契約金額 (内消費税額)	金 156,941,400 円		(金 14,267,400 円)		
工期または期間	自	本契約締結日	至	令和 9年 5月20日	
公告日	令和 8年 3月11日		入札日	令和 8年 3月27日 9時30分	
※予定価格 (単位:円)	187,033,000		※調査基準価格 (単位:円)	171,731,000	
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	(株) ヒサカズ	142,674,000			落札(低入札)
	(株) そごう	179,800,000			
	(株) ウェルテック	182,821,000			
	サント (株)	155,400,000			
	(株) 昌栄工務店	148,764,000			
	(株) 創信	236,400,000			

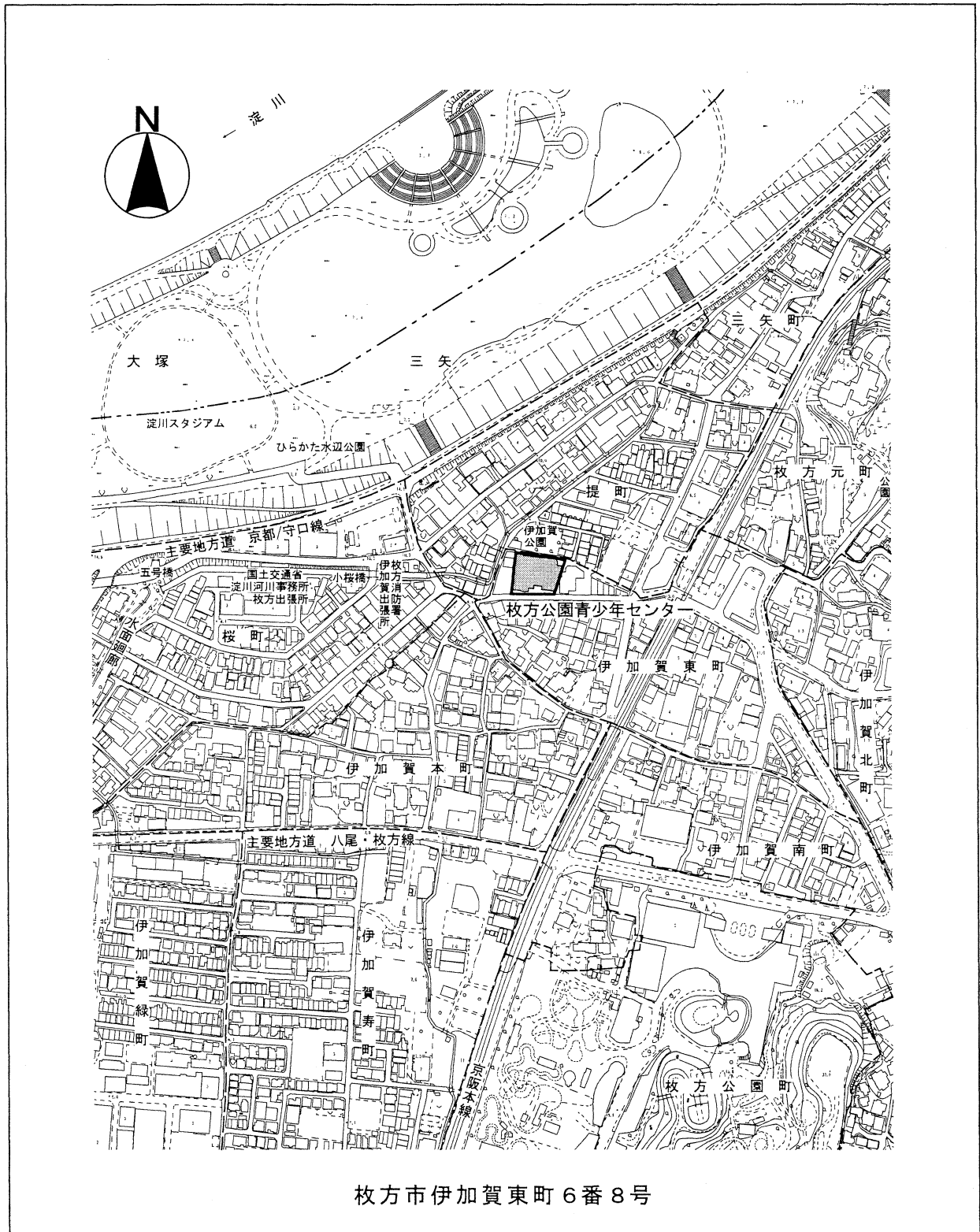
※ 「予定価格」及び「調査基準価格」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。  
 ① 「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。  
 ② 「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

## 工 事 概 要 書

1. 工 事 名 (仮称) 子ども未来館整備工事
2. 施工場所 枚方市伊加賀東町6番8号
3. 工 期 本契約締結日から令和9年5月20日まで
4. 工事概要 (仮称) 子ども未来館内装改修工事、外構改修工事等  
上記に伴う電気設備工事、機械設備工事他
5. 施工理由 広く子育て世帯から選ばれる魅力的な子育て環境の充実に向けて、就学前児童を対象とした屋内型施設「(仮称) 子ども未来館」を、遊び場を兼ね備えた地域子育て支援拠点として、枚方公園青少年センター1階公設市場サンパーク跡に令和9年6月の完成をめざして改修工事を行うものです。

# 工事場所位置図

工事件名 (仮称) 子ども未来館整備工事



議案第20号

財産（Microsoft教育機関向けライセンスプログラム）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和8年（2026年）6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 取得物件 Microsoft教育機関向けライセンスプログラム  
3,045ライセンス
2. 契約先 東京都港区海岸一丁目7番1号  
ソフトバンク株式会社  
代表取締役 宮川 潤一
3. 取得金額 金 26,688,816円
4. 用途 教職員の校務及び学習並びに児童生徒の学習に使用
5. 目的 Word、Excel及びTeams等を使用して校務もしくは学習において円滑に進めるため。
6. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

制限付き一般競争入札（物品一般型）  
執行調書

名称	Microsoft 教育機関向けライセンスプログラムの購入				
落札者名	ソフトバンク(株)				
業務区分	物品				
契約金額 (内消費税額)	金 26,688,816 円 (金 2,426,256 円)				
契約期間	自	本契約締結日		至	令和8年9月30日
公告日	令和8年3月13日		入札日	令和8年4月7日 10時00分	
予定価格 (単位:円)	29,232,000				
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	ソフトバンク(株)	24,262,560			落札
	日本事務器(株) 関西支社	27,009,150			
	(株)大塚商会 LA関西営業部	29,232,000			
	リコージャパン(株) 大阪支社大阪東営業部	34,347,600			

- ① 「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。  
 ② 「予定価格」及び「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

議案第21号

大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

次のとおり大阪広域水道企業団規約の変更に関し、協議することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求める。

令和8年（2026年）6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

提案理由 泉大津市、箕面市及び門真市の水道事業を大阪広域水道企業団に統合するため。

## 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

### 附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

議案第21号参考資料

大阪広域水道企業団規約の一部変更について

主要な変更部分の新旧対照表

新（変更後）	旧（現行）
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。</p> <p>次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。</p> <div data-bbox="280 630 1108 837" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>岸和田市、<u>泉大津市</u>、八尾市、<u>富田林市</u>、<u>箕面市</u>、<u>柏原市</u>、<u>門真市</u>、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> </div>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <div data-bbox="1205 630 2033 782" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> </div>

公平委員会委員の選任の同意について

次の者を本市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年（2026年）6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

議案第23号

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和8年（2026年）6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

農業委員会委員の任命の同意について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年（2026年）6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

議案第25号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年（2026年）6月5日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 意見を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

発行年月 令和8年(2026年)6月

発行 枚方市  
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

編集 総合政策部財政課  
TEL 072-841-1221(代表)  
072-841-1311(直通)

